

## 青森県の観光事業 ― 地域現場の実態を考える ―

中園 美穂

はじめに

本稿は青森県を事例に地域の観光事業を歴史的な経緯に沿って考察するものである。これまで国の観光事業に対する計画や指針などについては、相応の研究が積み重ねられてきた。けれども、地域の事業に関する考察や現場の実態に関しては、一部の自治体史を除けば、研究業績は乏しい。国が進める観光事業や計画も、それが実際に施される地域現場の実態を明らかにしなければ、本来の意味での観光問題を語ることはできないだろう。

青森県の場合、昭和戦前期に十和田湖が国立公園に指定された経緯がある。そのため戦前期の事業については『青森県史資料編近現代 4 昭和恐慌から「北の要塞」へ』で資料がまとめられ、研究業績も上げられてきた。しかし、国の観光事業が盛んに推進される戦後に至っては、青森県の事業に対しても考察が進んでいない<sup>1)</sup>。

そこで本稿では、十和田湖が国立公園に指定された昭和戦前期から、戦後初期における青森県の観光事業を概括することで、上記の課題に込めていきたい。戦前期から考察を進めるのは、青森県の場合、戦後も十

和田国立公園が大きな役割を果たしていたと考えられるからである。

### 一 戦前の青森県の観光事業

戦前の青森県の観光事業は、十和田国立公園をめぐる諸問題に集約されよう<sup>2)</sup>。昭和二年（一九二七）四月から五月にかけて大阪毎日新聞社と東京日々新聞社による「日本新八景」の選定では、十和田湖の湖沼部門第一位を獲得するため県内市町村で協力し合った。これには入選地に対して観光地振興援助策が講じられる利点もあつたためである。国立公園の請願は明治末期から存在し、大正期から昭和初期は国立公園をつくるための調査期だった。そして、大正末期の大戦景気が不況になる頃、国は外客誘致策として「観光」に比重をおくようになる。つまり、経済政策にツーリズムが組み込まれたのである。外客誘致の大きな目玉が国立公園であり、昭和六年に国立公園法が公布された<sup>3)</sup>。

昭和十一年二月、十和田湖と八甲田山周辺が国立公園に指定され、十和田国立公園が誕生した。青森県の観光事業は、ある意味で目的を達成したことになる。ところが十和田湖などを中心とした観光事業が進め

られていくこの前後に、青森県は昭和農村恐慌による凶作や水害の連続災害に見舞われる。そのため観光事業は県内の凶作救済事業や、東北振興運動と一連の関連性をもつようになる。具体的には十和田湖をめぐるインフラ整備に集約されるだろう。<sup>4)</sup>

十和田湖周辺が国立公園の指定を受けたことともない、県内最大の新聞メディアである東奥日報社が昭和十一年五月から六月にかけて、県内の景勝地を読者の投票で選出するイベントをくり広げた。<sup>5)</sup> 青森県代表景勝地の選定である。青森県内の景勝地を一市一郡単位に県民から投票募集し、その投票獲得数で選定された郡市代表景勝地を審査し、さらに絞り込み、その景勝地を宣伝するものであった。

このメディアイベントには注目すべき条件があった。まず、選定注意事項として、投票するには、県内の景勝地ならば何処でもよいというわけではなかった。十和田湖と奥入瀬溪流、八甲田山や岩木山は投票外となっていた。前者は国立公園に指定されていた景勝地であり、後者は広範な地域にまたがる山岳だったからである。そのため八甲田や岩木山の場合は、その山麓にある酸ヶ湯温泉や嶽温泉などは投票できた。

東奥日報社としては、各市町村からの積極的な投票行為を期待していた感があった。そしてこれに呼応するかのようには、各市町村では自らの地域の宣伝と振興を兼ねた動きが見られた。景勝地投票で町村単位や保勝会などの組織票が大きく動いたのは何よりの証拠である。西海岸地域の岩崎村では、村長をはじめ駅長など保勝会の役員が集まり、「西海岸の第一位獲得」のため保勝会役員会議をした。岩崎村は、同じ西海岸地域の戸瀬村や深浦町とともに「西海岸」を推そうと考えた。しかし、

足並みを揃えるのは難しいと予想できるので、岩崎村はそれよりも「二湖」を掲げていくことに決定している。<sup>6)</sup>

投票は、第一位を深浦海岸（西海岸の一部）と十二湖で争う経過をたどった。結果は第一位に深浦海岸（西津軽郡）、第二位に十二湖（同郡）、第三位は権現崎（北津軽郡）だった。上位を占めたのは、圧倒的に津軽地域の景勝地だった。<sup>7)</sup>

東奥日報社では投票の結果、選定規定にしたがい「各郡市代表景勝地二十四勝」を決定した。

青森市 合浦公園

弘前市 鷹揚園

八戸市 種差海岸

東津軽郡 野木和公園・小湊海岸・猿月海岸

西津軽郡 深浦海岸・十二湖・十三瀨

中津軽郡 小倉溪流・目屋溪

南津軽郡 石川公園・碓ヶ関溪流・猿賀神社・山形温泉・梵珠山

北津軽郡 権現崎

上北郡 馬門温泉・小河原沼

下北郡 恐山・薬研温泉・下風呂温泉

三戸郡 蓮沼公園・城山公園

こうして選ばれた景勝地だが、東奥日報社はこれとは別に選定審査会を設置し、「青森県八景」をつくりあげる。選定審査員には東奥日報社

側と、県商工課長や八戸市助役のほか、県視学、そして青森運輸事務所や青森営林局などがあつた。県や市ないし運輸当局が関与していることから、東奥日報社が十和田国立公園の誕生を受け、関係当局と協力して県内の景勝地発掘を意図していたと思われる。

なぜなら同社は投票で選定された景勝地について適切な検討をし、その数カ所のうち保護および利用のため「県立公園」の計画をつくるよう県に勧めているからである。また「観光青森県」をつくるためには、県当局が「統制的に適當の指導」をせよとも主張している。また同社は市町村に対して、景勝地の保護・利用施設計画をつくり、県当局には観光コースを設定して、その間の交通機関の設備を助成し、十和田国立公園を中心とした各景勝地を「観光の目的」として人々が利用できるようにすべきであると首唱している。<sup>8)</sup>

こうした結果、選出された「青森県八景」は、①夏泊半島（東津軽郡）、②西海岸（西津軽郡）、③目屋溪（中津軽郡）、④浅瀬石川温泉溪谷（南津軽郡）、⑤権現崎（北津軽郡）、⑥恐山・薬研温泉（下北郡）、⑦鷹揚園（弘前市）、⑧種差海岸（八戸市）、となつた。結果を見ると、前述した景勝地二十四勝を意識しながらも、「青森県八景」として景勝地をまとめあげ、地域バランスに配慮した結果であることがわかる。東奥日報社のこうした配慮には、県内全域にわたって購読者数を拡大しようとする同社の戦略もあつたと思われる。この点は別稿を用意する必要もあるが、ここでは青森県最大のメディアである『東奥日報』が、県内の観光事業に大きな影響力をもったことだけは明記しておきたい。

しかし日中戦争の勃発以降、外客誘致などをうたう観光事業、特に外

客誘致策の軸となる国立公園行政はしだいに衰退し、戦時体制に組み入れられ、その性格を変容させられていった。

青森県では様々な関係上、財政が豊かではない現状があつた。限られた予算範囲内で、観光事業は消極的に扱われながら国策に組み込まれていく。例えば、国民精神総動員運動との関係では、祖国愛の精神を涵養するために神社や仏閣の宣伝活動、参拝奨励などを観光事業施行内容に取り入れている。また、厚生省主導の健民運動との関係では、青少年体位向上の奨励などが観光事業施行内容として盛り込まれた。名所や旧跡を徒歩で半日ないし一日コースでまわる市内観光が計画されたりもしている。

国立公園自体は大きな自然公園でもある。戦中は物的資源も総動員される。国立公園内にある豊富な天然の自然資源もその対象とされ、木材供給や水力発電などに活用された。例えば、十和田国立公園では、奥入瀬溪流などの森林が木材生産のため伐採され、十和田湖の湖水は臨時として制限以上に利用された。<sup>9)</sup> また、景勝地や天然記念物など、施設に対する維持や管理など手入れが行き届かず、荒廃していった。国立公園といえども戦時体制下では総動員政策に従属させられざるを得なかつたのである。

## 二 戦後の青森県の観光事業

敗戦後の観光事業は、観光を「見えざる貿易」と見立て、国際観光による外貨獲得が主眼であつた。しかしながら、観光に寄せる期待に反し、

誘客のための施設改善や道路整備、景勝地の復興など実際の国立公園の多くは荒廃していた。現実問題として、国には敗戦処理、戦後復興対策などに追われて、観光事業にあてる助成措置が少なかった。<sup>10)</sup>

その一方、観光事業や観光政策に対し、地方自治体が経済振興的な要素から強く期待を寄せていたことはGHQを困惑させている。「宮島の国営開墾が進駐軍の命令で中止されたのは物笑いであった」との話は、それを象徴している。アメリカ内務省国立公園局勤務C・A・リッチーはGHQの要請により来日し、国立公園の調査を行った。彼は、「風景の保護を図るか、国立公園を放棄するか、二つの中一つを選べ！」と極言したという。<sup>11)</sup>

戦時中、十和田国立公園は「国民道場」と化していたので、県は「国立公園」として復活させようとした。<sup>12)</sup> 国立の公園とはいえ、実際に公園が存在する青森県の観光事業次第で、十和田国立公園の価値は決まる。そのため国立公園をめぐる観光事業には、青森県としても無関心ではいられなかったのである。しかし外客を誘致するには、道路が劣悪で施設も不十分であり、景勝地としては荒廃しており、県の観光事業費も乏しかった。十和田国立公園の施設は「戦前においても全国的にかなり劣等」だった。<sup>13)</sup> 外客誘致に程遠かった十和田国立公園というのが当時の実態だったのである。そして何よりも、その外客自体が制限されていた。<sup>14)</sup> 例えば、アメリカ人は日本国内の観光地では京都・奈良・鎌倉・日光以外に、余り立ち寄らなかつたという。<sup>15)</sup>

青森県観光協会は観光地誘致策のために目標設定を行った。それらは、①十和田湖の遊覧船を増便し、乗船料金を値上げする。②観光土産品も

外人誘客を意図して優良なものを製作して販売する。③県下各観光地の連絡を強化し宣伝と誘致、施設の改善に努力する。④観光地の宣伝紹介を強化する、というものだった。<sup>17)</sup> 有効な具体策は十和田湖の遊覧船に関する事項であり、多くは県内観光地の宣伝である。県観光協会では、十和田湖の施設充実にむけて、十和田湖宣伝費と設備費を計上し、十和田湖観光の主要交通である十和田鉄道と協議し、観光客誘致に乗り出す。この宣伝費と設備費は県の観光費の八割を占めた。<sup>18)</sup>

県の観光事業が財政難で困難を極めていた一方で、東奥日報社は昭和二十二年三月十八日から二十六日まで「本県名勝観光計画」を六回にわたって連載した。連載では①十和田湖、②浅虫温泉、③種差海岸、④深浦・板留温泉、⑤葉研・竜飛・小湊、⑥鷹揚園（弘前公園）の現状と展望が記載された。特徴的なのは、「十和田湖（国立公園）」が県内各景勝地の価値基準となっていることである。例えば、種差海岸では「山の十和田」に対し「海の種差」と評している。深浦では「西海岸は十和田国立公園に劣らぬ」景勝地としている。葉研では葉研溪流が「十和田の奥入瀬にまさるとも劣らざる」とされた。④の板留温泉は、昭和十一年の「青森県八景」に選定された浅瀬石川沿いの温泉である。浅瀬石川をかかのぼると十和田国立公園につながるため、山形村一帯が戦時中一時中止していた景勝地帯の開発宣伝に積極的な運動をこころみようとしている。十和田湖への地理的距離を交通でつなぐことは、「総ての道は十和田へ」（『黒石民報』昭和三十一年一月一日付）との標語のように、十和田がいかに重要な位置にあるのかを象徴している。すでに十和田国立公園（十和田湖周辺）は、県内景勝地の価値基準となるだけのブランド

性をもっていったことになるだろう。

昭和二十四年六月、東奥日報社は県内の遊覧客の便を図るとともに県外観光客の誘致策を図るため県内の観光地八景を選定することとした。

主催は東奥日報社で、後援には青森県観光協会があたった。ハガキで八景選定の投票結果模様が新聞に掲載され反響を呼んだ。投票する場合は、条件は、前述した戦前のイベントと同様である。投票にあたっては、戦前と同じように、各市町村単位などで景勝地の宣伝と振興を兼ねた動きがあった。結果は第一位が浅虫温泉（東津軽郡）、第二位には大鰐温泉（南津軽郡）が入り、第三位は弘前公園（弘前市）だった。投票結果から、観光地八景を選定し、同年七月七日の新聞紙上に「青森県観光地八景」を掲載した。八景と準八景があり、八景には①浅虫温泉、②夏泊半島、③十二湖・深浦ライン、④弘前城、⑤大鰐温泉、⑥山形温泉郷、⑦恐山、⑧種差海岸が選ばれた。なお、準八景とは、①竜飛崎、②大戸瀬海岸、③十三潟ルート、④岩木山麓、⑤目屋溪、⑥尻屋岬、⑦仏ヶ浦、⑧薬研温泉であった。ここでも戦前の時と同様、東奥日報社が県内各地のバランスに配慮していたことがうかがえよう。<sup>19</sup> 続けて同社は同月十四日から二十一日まで、観光地八景・準八景めぐりの記事を連載し、選出された景勝地を宣伝している。

昭和二十五年には、毎日新聞社主催の「日本観光地百選」が実施された。県観光協会では、県内観光地の中心である十和田湖を推すこととした。そして県民に対しても候補地には「十和田湖」と記入し、投票して欲しいと同年九月二日付『東奥日報』の広告にて協力を要請している。

県観光協会としては戦前と同様、入選地に対し積極的な観光事業を行い、

施設の整備に対して国へ要請しようとしたのだろう。青森県は有名観光地十和田湖がありながら財政難のため宣伝も思うようにうまくいかず、施設も不十分という有様だった。だからこそこの機会に宣伝と、国からの補助金を得て施設を充実させたいという狙いがあったのである。結果的に十和田湖は湖沼部門の第九位に入選した。

このような東奥日報社による一連の動向は、財政難で思うように進まない県の観光事業を鞭撻する役割を果たした。もちろん同社のイベントによって、実際の観光事業が進展し、十和田国立公園の整備がすぐに進んだわけでは決していない。しかし観光事業や十和田国立公園の整備に対し、国への陳情と補助金を求めるため、県民を煽動して一定の世論を喚起したことはメディアイベントの威力として注目する必要があるだろう。

### 三 県立公園の誕生

青森県は国の国土総合開発政策にともない、昭和二十五年（一九五〇）に「青森県観光事業振興五ヶ年計画案」<sup>20</sup>を立てた（以下、「計画案」）。国は観光事業に対し、対外的には平和国家・文化国家の象徴であり、国際交流や外貨獲得のために重要なものと位置づけていた。そして国内的には国民慰安、文化水準の向上で国家再建、産業開発を促す効果のあるものとしていた。青森県も十和田国立公園を有する点で国の意向に沿って事業を展開している。しかし「国立」といっても充分な国の補助は期待できない現状があった。県財政も逼迫しているため計画倒れの事業も多く、観光事業の理想と現実の溝は深かった。国立公園に対する

期待の大きさに反して、施設の改善整備などは大きく立ち後れ、直ちに観光事業の復活とはいかなかった。また観光に対する管轄機関の複雑さも、事業を推進する上で問題となっていた。

「計画案」は、県内観光地のなかで十和田国立公園を中心としながら観光地帯を据え、観光資源開発や経路設定などからとらえるものだった。観光地とは点であり、観光地と観光地を結ぶ観光経路は線とし、これらの総合帯を観光地帯とした。設定された観光地帯は下記の通りである。

観光地帯の設定に、前述した東奥日報社のイベントである「青森県観光地八景・準八景」の選定が大きな影響を与えていたことは明瞭であろう。

#### ブロック(名称)

#### 地域

十和田国立公園	十和田国立公園全区
山形温泉郷観光地帯	山形温泉郷(温湯・板留・青荷)
弘前大鰐観光地帯	弘前市・岩木山神社・猿賀神社・目屋溪谷 ・嶽温泉・大鰐温泉・碓ヶ関温泉
浅虫夏泊観光地帯	浅虫温泉・夏泊半島一帯
八戸観光地帯	蕪島・種差海岸・櫛引八幡宮
下北半島観光地帯	仏ヶ浦・薬研・下風呂温泉・恐山・尻屋
深浦十二湖観光地帯	深浦海岸・岩崎・十二湖・亀ヶ岡
津軽半島観光地帯	小泊海岸・権現崎

十和田国立公園は国際的かつ国内的に宣伝を行うものであり、そのほかの観光地帯は県内や県外に対して宣伝するものとされた。そして各観

光地帯については効果のある整備計画をたてる必要性があった。その結果、各観光地帯は青森県立公園へと転化していくことになる。「計画案」は、東奥日報社が戦前期に「景勝地投票終る」で主張した計画を半ば踏襲するのように実施されたのである。

戦後、全国的に自然公園としての性格を持つ都道府県立公園が多く生まれた。けれども青森県の県立公園は簡単には誕生しなかった。その原因には、戦争による惨禍や戦後の敗戦処理問題、あるいは県財政の逼迫状況もあった<sup>21</sup>。しかし、それ以上に十和田国立公園の存在があったと考えられよう。『国立公園』第九号(一九五〇年)は、有識者などへ実施した国立公園に関するアンケート結果を掲載している。その中には、国立公園なのに本当に国が力を入れないのなら国立公園の数ばかりあっても意味がないという意見が掲載されている。また、国立公園の数よりも施設の充実であり、実際に「国立」の手が及んでいるところは未だ稀だという。当時の国立公園の実態に関する興味深い証言といえよう。

「国立」といっても、実際には国立公園圏内の地方自治体が様々な面で関与しており、実質的にそれは大きな負担にもなっていた。昭和二十五年の「知事事務引継書」<sup>22</sup>によると、県が昭和二十五年度十和田国立公園施設に対し行ったもののうち、宇樽部野営場の設置や水飲場の設置などは「県の財政の都合上中止」に至った。昭和二十六年十月、青森県は「国立公園の施設整備国庫補助に関する陳情書」を作成した。青森県は、国の意向にそって、国際観光の使命を帯びる十和田国立公園の施設充実のために尽力してきたが、地方財政の力のみでは到底満足すべき成果を得られない。国も財政難ではあるけれども、国立公園施設整備に要

する「国庫補助金」の予算計上と宿泊施設整備などの融資を優先的に考慮してほしいという陳情の内容だった。このような状況下では、県立公園条例を制定し、設置する余裕はなかっただろう。

それでも県立公園を求める声は強く、県議会には県立公園条例を定めるよう何回も提案がなされた。昭和二十三年には種差海岸、翌年には権現崎の県立公園指定請願があり、いずれも採択されている。この頃は、十二湖の国立公園指定の運動もあった。東北地方全体に目を配れば、昭和二十五年九月には磐梯朝日国立公園が指定され、八幡平県立公園も国立公園候補地として調査中だった。

これに対して県当局は、東北地方の自然公園系統をたて、観光事業の連携をはかることが重要だととらえていた。そのため県の観光事業振興の根幹として、県立公園をつくり、十和田国立公園を中心とする系統的な観光政策の実施が必要と考えていた。けれども、そうした計画や意図が、予算的措置の裏付けによって実現するかどうかは別問題だった。

しかし県当局としては県立公園の設置を無視できない背景もあった。『国立公園』第二二号（一九五一年）には、厚生省国立公園部調査の「都道府県立公園一覽表」（昭和二十六年五月十日現在）が掲載されている。それによれば、東北六県のうち、県立公園を設置していないのは青森県だけだった。東北では、秋田県の千秋公園<sup>24</sup>や、宮城県<sup>25</sup>の松島県立公園と旭山県立公園以外は、すべて戦後の指定である。青森県が県立公園設置に対する立ち後れを意識し、条例の制定を急いだことは想像に難くないだろう。

昭和二十四年頃から取り組み始めた県立公園条例は、昭和二十七年四

月に公布された。条例には、県立公園事業と経費の面で、事業そのものは市町村あるいはその他が執行できるとし、その費用は事業執行者であり、県はその一部を補助することができる<sup>26</sup>とされた。そして条例公布により、翌年には浅虫夏泊、深浦十二湖、大鰐蔵館碓ヶ関温泉郷、恐山、種差海岸の県立公園が誕生した<sup>25</sup>。いずれの県立公園も、戦前と戦後に東奥日報社の新聞イベントで選定された青森県の景勝地あるいは観光地であり、戦後に県が観光地帯と指定した地域であった。そしてこれ以降、県立公園の数も増加し公園の範囲も拡大された。

昭和三十二年には自然公園法が成立し、それにともない、県立公園条例は廃止され、新しく県立自然公園条例が制定される動きとなる。昭和三十三年十月、「公園計画上必要」<sup>26</sup>なため、青森県では各都道府県宛てに都道府県立公園予算費に関して照会をしている。このとき岩手県は、国立公園の施設整備に重点をおいた関係で県立公園について予算計上しなかったと回答している<sup>26</sup>。国立公園の整備が県立（自然）公園の管理運営を束縛する側面をもっていたことが理解できよう。青森県の県立自然公園条例公布は昭和三十六年のことだった。

#### 四 国民温泉の指定と酸ヶ湯温泉

県が県立公園条例制定に右往左往している昭和二十年代後半は、国がはじめて国民温泉を指定する時期と重なっている。昭和二十九年（一九五四）八月、十和田国立公園内にある酸ヶ湯温泉が、日光湯元温泉と四万温泉とともに国民温泉として指定された<sup>27</sup>。昭和二十三年の温泉法第十

四条により、温泉の公共的な利用増進のために温泉利用施設の整備および環境改善に必要な温泉地として、前述の三温泉が指定されたのである。戦後、人々の生活が安定するにしたがい、温泉地が遊興・娯楽場となり、本来の温泉利用から程遠くなっている現状があった。この指定には温泉資源の保護もさることながら、人々が保健や療養のために簡単に安く利用出来るようにする意図があった。また国の温泉地計画にそった改善をなし、ほかの温泉地のモデルとする目的もあつたのである。

昭和二十七年、県では温泉審議委員会を開き、国の温泉地指定のために県内の温泉地を調査し、審議委員会は県知事に対し、①浅虫温泉、②大鱈・蔵館温泉、③酸ヶ湯温泉、④碓ヶ関温泉、の四つを答申した。いずれも県内著名温泉地である。県はこれら候補地の計画書を厚生省へ提出した。同二十九年六月に厚生省から「酸ヶ湯温泉」を指定したので詳細な計画書を送付するよう指示があり、酸ヶ湯温泉の指定に関する動きが活発になる。同年八月には、県当局は「ラジオ青森」を通じ、酸ヶ湯温泉が国民温泉となる意義を放送した。全国一千有余ある温泉地のうち、選ばれたのはわずか三箇所であり、東北では酸ヶ湯温泉のみであることは、特筆すべきことだったのである。指定を受けることで、冬期間が長く積雪量も多い酸ヶ湯温泉では雪上車運行を必要とした。そのため陳情書を県議会へ提出している。

酸ヶ湯温泉が国民温泉に指定された理由のなかで、国立公園内に存在する温泉であることは、国側にも諸条件が整っていると理解されやすいだろう。そして酸ヶ湯温泉が「国民温泉」となり、そのブランド性と国からのお墨付きは広く宣伝価値を含み、国立公園や県立公園指定にも大

きな影響を与えた。酸ヶ湯の国民温泉指定で十和田国立公園としての価値も相乗的に高まり、この前後から十和田国立公園の集客力は増加する。事実、昭和三十一年には、従来、秋田県側（毛馬内口）が最大だった十和田口も、青森県側の三本木口が最大となる。そして同年七月には、八幡平地域（秋田・岩手県）が編入し、十和田八幡平国立公園（青森・秋田・岩手県）へと拡大するのである。

#### おわりに

青森県内で展開された観光事業は、戦前・戦後を通じ、常に十和田湖を中心とした国立公園の維持と運営にあつた。観光事業自体は戦争で健民運動などへ転化したのが、戦後も継承された側面が強い。特に景勝地をめぐる県民の趣向や、実際に景勝地として選定された地域は、戦前・戦後もほとんど変わらなかった。時代は変わっても、人々の景勝地に対する思いはそれほど変わっていない印象が強い。

しかし肝心の十和田国立公園は、戦前には恐慌・凶作、戦後も敗戦処理と財政難で、実際には整備が進んでいなかった。これは国立公園といえども、その公園が存在する自治体が整備する必要があつたからである。換言すれば国が十分に管理運営できない国立公園という実態があつたことになろう。

こうしたなかで青森県を代表する新聞メディアたる東奥日報社が、景勝地選出のイベントを実施して県民世論を喚起し、県を鞭撻・後押しして国への圧力を結集した効果は大きかった。地域メディアが、その地域



の景勝地をつくりあげる上で果たした役割は、地域利害を考えていく上で大きな意味をもつていよう。

戦後、全国的に国立公園指定請願運動が起きた。県立公園ないし県立自然公園に指定された地域でも、国立公園編入運動が起きていた。そのため国は乱立を避けようと、国立公園の指定を厳選しはじめた。その結果、国立公園に準ずる公園として国定公園がうまれることになる。しかし、国が十分に運営できない国立公園の存在が県立公園誕生を阻んだように、国立公園に対する請願側の希望と、現場で国立公園を運営する実態の間にはかなりの乖離があった。いずれにしてもこれは国立公園という枠組と特質が一定のブランド的価値をもっており、その経済的付加価値が地域振興に不可欠であったことを考慮する必要がある。観光事業とブランド的価値との関係は、現在関心を集めている世界遺産への登録問題も鑑み、考察すべき課題をもっていると思う。今後の展望として見据えておきたい。

## 註

- (1) 戦後における青森県の観光事業については、『青森県史資料編近現代 5 復興と改革の時代』の第九章第三節に関連資料を収録した(二〇〇九年三月刊行予定)。当該部分の編集と解説は筆者が担当した。本稿は編集と解説執筆で得られた成果も反映している。以下、同書については『近現代5』と略記する。
- (2) 『青森県史資料編近現代4』(青森県、二〇〇五年)の第五章「十和田湖開発と国立公園指定」を参照。なお、昭和初期の十和田湖をめぐる開発と保護に関する問題については、宮本利行「十和田湖をめぐる開発と

環境保護について」(『國史研究』第一一九号、二〇〇五年十月)を参照。(3) 丸山宏『近代日本公園史の研究』思文閣出版、一九九四年。

丸山氏によれば、世界の国立公園成立期には大きく二つの傾向があるという。一つは、帝国主義によって支配される植民地に国立公園が設置される場合、もう一つは、国の独立にも関連するが、民族主義・ナショナリズムの高まりとともに国立公園が設置される場合である。一九三〇年代に設置数が激増するが、この時期に日本の国立公園が成立しはじめるとも指摘している(二九七ページ～二九九ページ)。

(4) 中園裕「東北振興―地方からの声―」(『東北の成立と展開』岩田書院、二〇〇二年)参照。

(5) 同様のイベントに、昭和三年に『弘前新聞』一万号記念事業で実施された「津軽十景」の選定があった。山岳・湖沼・溪谷・海岸・公園・社寺の中から読者に投票させ、これにより津軽地域の景勝地が宣伝され、知られるようになった。もちろん、このイベントには、弘前新聞社の販売購読者数獲得とその圏域拡大の意図も考慮されていた。

(6) 『東奥日報』一九三六年五月十二日付(十一日夕刊)。

(7) これには弘前新聞社の「津軽十景」が影響していたのかもしれない。

註(5)参照。

(8) 「景勝地投票終る」(『東奥日報』一九三六年六月六日付)。

この背景には、国立公園委員会が国立公園に準ずる景勝地に対して府県立公園の施設をつくるべきだと国に提示している事情もあった。

(9) 田村剛『国立公園講話』(明治書院、一九四八年。一九九〇～二〇〇〇ページ)。なお、同書では、戦局の悪化する昭和十八年(一九四三)以降の国立公園の様相を回顧している。それによれば、物資増産のために国立公園内にある「天然資源は凡ゆる方法で搾取」され、風景を破壊されたものが「少なくなかった」という(五九ページ参照)。

(10) 「昭和二十九年五月二十七日 観光事業審議会建議勧告第二五号 観光事業振興方策の樹立及びその実施に関する建議勧告 観光事業審議会（国立公文書館蔵）。

国は観光事業を重要であるととらえ、道路改良・整備に乗り出す。しかし、限られた予算範囲なので宿泊施設にまでは手が及ばないようであった（「観光と国立公園」『国立公園』第九号、一九五〇年）。

さらに、戦争の長期化は国立公園行政の停滞を招いた。戦後、国立公園行政の再建をしようとしても、「戦時中の空白により関係地元との連絡が断たれて居た」という（「発祥・夢・苦闘・希望」『国立公園』第二三号、一九五一年）。

(11) 上村国友「政府は国立公園政策を明確にせよ」（『国立公園』第一五号、一九五一年）。

(12) 池ノ上容「所感」（『国立公園』復刊二号、一九四八年）。

(13) 『東奥日報』一九四五年九月八日付や『同』一九四七年三月十八日付。

(14) 『奥羽民報』一九四七年九月二日付。

(15) 内閣総理大臣官房審議室編『観光行政百年と観光政策審議会三十年の歩み』（ぎょうせい、一九八〇年、四三〜四六ページ）。

(16) GHQ民間情報教育局のワルター・ポバム大尉と国立公園の生みの親とも称される田村剛との「対談 観光と国立公園」（『国立公園』第九号、一九五〇年）より。

(17) 『奥羽民報』一九四七年五月二十日付。

(18) 『デリーー東北』一九四八年六月十三日付。

(19) 戦後の青森県観光地八景が戦前の青森県八景と、ほぼ同様であることは、青森県の観光事業の戦前と戦後の断続性を考慮する点で重要な鍵となるだろう。

(20) 『近現代5』掲載資料。

観光資源としての国宝や天然記念物の管轄は、国の場合では文化財保存委員会であり、国立公園景勝地は厚生省だった。県になると、それが教育委員会、計画課に分かれている。観光施設になれば、さらに複雑化する。観光事業に関係する部門が国レベルで多岐にわたるため、県でも観光行政が分掌され、非常に不便であったという。

(21) 例えば、昭和二十六（一九五二）年の十和田国立公園指定十五周年にあたり、記念碑建立の計画があった。しかし、この記念事業も予算事情により遅延し、同二十八年十月の「乙女の像」（高村光太郎作）建立まで待つこととなった。

(22) 「昭和二十五年 知事（退職及就任）事務引継書」青森県。

(23) 『近現代5』掲載資料。

(24) 秋田県は、明治十九（一八八六）年成立の千秋公園が県立公園として一箇所、記載されているにすぎない。「都道府県立公園一覧表」には公園の種別欄があり、千秋公園は「休養公園」とあり、「自然公園」の中で異質の存在である。

(25) なお、県立公園に関する詳細については前掲『近現代5』に収録した資料と解説を参照。

(26) 「昭和二十四年から昭和三十六年 県立公園条例・県立自然公園条例関係」青森県。青森県土木部長が各都道府県立公園主管部長宛に昭和三十三年（一九五八）年十月三十日付けで青計第八五五号「都道府県立公園予算について（依頼）」を照会した。予算内訳欄には、昭和三十二年度および同三十三年度の事務費・施設関係工事費などがあつた。

(27) 日光湯元温泉は日光国立公園内、四万温泉は上信越高原国立公園内にある。指定された三つの温泉はいずれも国立公園内に存在する。国立公園内の温泉であることは、同時に国立公園計画と連関性を持つといえよう。

なお、告示は昭和二十九（一九五四）年十月十一日付、厚生省告示第  
三六五号。

(28) 「雪上車運行についての陳情書」〔『近現代5』掲載資料〕。

（なかぞの・みほ 青森県史編さん調査研究員）